

平成18年12月1日(金曜日)第4回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	榎	津	博	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	文	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

13番 高橋秀治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	総務課長(併)	選挙管理委員会事務局長	片桐久志	総合	政策課長
秋場元	総合	政策課財務室長	菅野英行	総合	政策課行財政改革推進室長
尾形清一	総合	政策課企業立地推進室長	三瓶正博	税務	課長
有川洋一	市民	生活課長	浦山邦憲	建設	課長
柏倉隆夫	建設	課都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進課長
佐藤昭	下水道	課長	安孫子政一	農林	課長
兼子善男	商工	観光課長	斎藤健一	健康	福祉課長
鈴木英雄	会計	課長	荒川貴久	水道	事業所長
兼子良一	病院	事務長	芳賀友幸	教育	長
熊谷英昭	学校	教育課長	菊地宏哉	学校	教育課指導推進室長
工藤恒雄	生涯	学習スポーツ振興課長	安孫子雅美	監査	委員
宇野健雄	監査	委員	清野健	農業	委員会事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成18年12月1日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第116回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 第5次寒河江市振興計画実施計画(平成19年度~平成21年度)について
- 〃 5 認第 3号 平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 4号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 5号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 6号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 7号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 8号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第 9号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 12 認第10号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 13 認第11号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 14 議第65号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 15 議第66号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 16 議第67号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 17 議第68号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第69号 寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 〃 19 議第70号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 〃 20 議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 〃 21 議第72号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第73号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第74号 天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について
- 〃 24 請願第5号 「郵便局の住民サービス確保に関する意見書」提出についての請願
- 〃 25 請願第6号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書の提出に関する請願

- ” 26 請願第7号 村山総合支庁西庁舎を存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図るよう、県に対して「意見書」の提出を求める請願
- 日程第27 陳情第7号 リハビリテーション打ち切りの調査と改善のため政府への意見書提出を求める陳情
- ” 28 陳情第8号 療養病床の廃止・削減計画の中止を求める陳情
- ” 29 陳情第9号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情
- ” 30 議案説明
- ” 31 監査委員報告
- ” 32 質疑
- ” 33 予算特別委員会設置
- ” 34 決算特別委員会設置
- ” 35 委員会付託
- 散 会

平成18年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、6番松田 孝議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤陽子議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤陽子議会運営副委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月28日及び本日12月1日、議会第2会議室におきまして、委員7名中6名出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月18日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成18年12月1日（金）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 1日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 2日(土)		休 会		
12月 3日(日)		休 会		
12月 4日(月)		休 会		
12月 5日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 7日(木)		休 会		
12月 8日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

12月9日(土)	休 会			
12月10日(日)	休 会			
12月11日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月12日(火)	午前9時30分	總務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月13日(水)	午前9時30分	總務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月14日(木)	休 会			
12月15日(金)	休 会			
12月16日(土)	休 会			
12月17日(日)	休 会			
12月18日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長 報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第116回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上のことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第5次寒河江市振興計画実施計画(平成19年から平成21年度)について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第5次寒河江市振興計画の実施計画について御報告を申し上げます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定するものであります。

計画の内容につきましては、去る11月27日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

○新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第5、認第3号から日程第29、陳情第9号までの25案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第30、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は145億1,029万786円、歳出決算額は139億6,584万9,608円であります。形式収支は5億4,444万1,178円の黒字決算で、繰越明許費等にかかる繰り越すべき一般財源5万3千円を差し引いた実質収支は5億4,438万8,178円の黒字決算であります。剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に3億6,000万円、減債基金に5,000万円を積み立てし、残る1億3,438万8,178円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第4号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は5億7,100万7,852円、歳出決算額は5億7,100万6,852円で、繰越事業費にかかる不用額として1千円の剰余金が生じました。

次に、認第5号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は25億4,898万4,088円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第6号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は875万8,160円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第7号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は33億3,481万3,869円、歳出決算額は32億3,074万6,110円で、歳入歳出差し引き残額は1億406万7,759円であります。そのうち1億406万7千円を給付基金条例の規定により、基金に積み立てし、残る759円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成17年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は40億7,162万4,054円、歳出決算額は41億794万5,886円で、歳入歳出差し引き不足額3,632万1,832円については、平成18年度繰り上げ充用金で歳入不足を補てんいたしました。

次に、認第9号平成17年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は21億5,062万6,649円、歳出決算額は21億1,510万4,026円で、歳入歳出差し引き残額3,552万2,623円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第10号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,281万7,382円、歳出決算額は1,892万1,114円で、歳入歳出差し引き残額389万6,268円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第11号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は74万4,628円、歳出決算額は52万89円で、歳入歳出差し引き残額22万4,539円は翌年度に繰り越しいたしました。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、詳細については別冊資料のとおりであります。9件の決算について、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第65号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、産業立地促進資金貸付金、小中学校管理事業費などを追加するほか、国民健康保険特別会計への繰出金などを減額するものであります。その結果、1億8,690万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ141億5,545万2千円となるものであります。

以下、その大要について御説明を申し上げます。

歳出予算については、第3款民生費は国民健康保険特別会計繰出金1,926万1千円、生活保護扶助事業費839万4千円を減額し、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金180万円を追加するものであります。

第7款商工費は産業立地促進資金貸付金2億490万円を追加するものであります。

第10款教育費は小学校及び中学校の施設補修工事費にそれぞれ150万円、中学校体育文化関係県大会等参加費補助金201万7千円を追加するのが主なものであります。

第11款災害復旧費は農業施設災害復旧費103万円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、県支出金2,607万3千円を減額し、国庫支出金671万3千円、産業立地促進資金貸付金元利収入2億490万円等を追加し、対応することといたしました。

次に、議第66号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道建設費の減額と事業費の調整のほか、雑入の減額を行うものであります。その結果、228万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億5,452万5千円とするものであります。

次に、議第67号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の税率改正に伴う財源調整と高額医療費共同事業の対象費用額の改正に伴う医療費拠出金の追加、さらに老人保健事業の拠出金が確定したことに伴う事業費を追加するものであります。その結果、1,957万6千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ37億4,331万6千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、老人保健事業費拠出金79万7千円を減額し、老人保健医療費拠出金899万1千円、高額医療費共同事業医療費拠出金1,038万2千円などを追加するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,350万1千円、療養給付費交付金1,033万円、県支出金371万1千円、高額医療費共同事業交付金1,480万2千円及び繰入金4,723万2千円を追加し、国民健康保険税の医療給付費分現年課税分7,000万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第68号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、現金給付分にかかる医療費支給費の増嵩による医療諸費を追加するものであります。その結果、955万2千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ43億6,593万5千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、医療費支給費955万2千円を追加するものであります。この歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金477万6千円、国庫支出金398万円などを追加し、対応することといたしました。

次に、議第69号寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

市の機関にかかる申請や届け出等に関し、電子情報処理組織やその他の情報通信技術を利用する方法により行うための共通事項を定めることにより、市民の利便性の向上及び行政運営の簡素効率化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第70号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第71号山形県後期高齢者医療広域連合の設立について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に関する広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定により、提案するものであります。

次に、議第72号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について及び議第73号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2議案について関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

公の施設にかかる指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第74号天童市市営バスの運行区間の一部変更の協議について御説明申し上げます。

天童市の公の施設である天童市市営バスの運行区間を変更するに当たり、地方自治法第244条の3の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、10議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

○新宮征一議長 日程第31、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略にお願いします。安孫子監査委員。

○安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要であります。審査の対象は、平成17年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

審査の期間は、平成18年8月24日から平成18年10月20日までであります。

審査の方法につきましては、平成18年8月24日付をもって市長から審査に付された平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が、法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合調査するとともに、必要に応じ、関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成17年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申しあげてを了承願いまして、報告を終わらせていただきます。

質 疑

○新宮征一議長 日程第32、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第74号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第33、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第65号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第34、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第35、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第69号、議第70号、議第74号、請願第5号、請願第7号
文教厚生委員会	議第67号、議第68号、議第71号、議第72号、議第73号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号
建設経済委員会	議第66号、請願第6号
予算特別委員会	議第65号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号、認第11号

平成18年12月第4回定例会

散 会 午前10時00分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。